

## (報告資料) 西尾市歴史的風致維持向上計画の策定について

### 1 歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致維持向上計画とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法)に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村が作成し、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が認定する計画である。

歴史的風致とは、「伝統的な人々の活動」とその活動が行われる「歴史的建造物」及びその「周辺の市街地」とが一体となって形成される良好な市街地の環境であり、西尾市においては西尾城下町や吉良氏、西尾の抹茶等に関する歴史的風致を設定している。

西尾市歴史的風致維持向上計画は、西尾市総合計画や西尾市都市計画マスタープラン、西尾市文化財保存活用地域計画等の上位関連計画等との連携・整合に留意しつつ策定を行うものである。

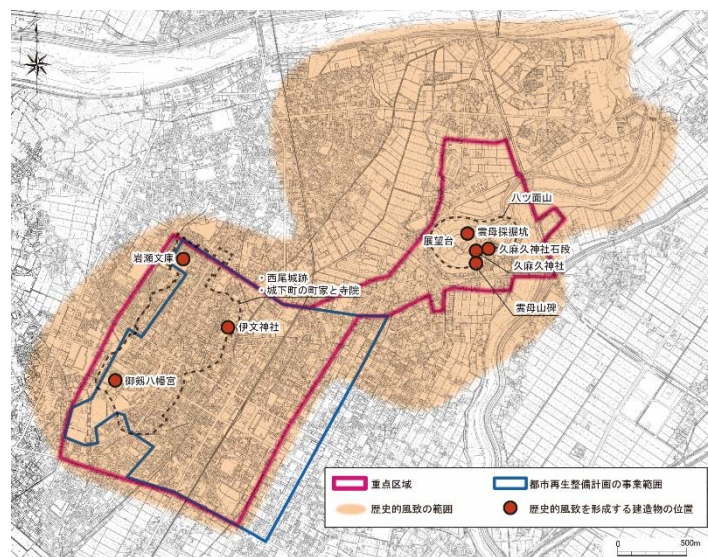
### 2 認定のメリット

認定により、重点区域内にて実施する歴史まちづくり事業への支援措置(補助対象の拡大・国費率嵩上げ)が期待される。具体的には、社会資本整備総合交付金による街なみ環境整備事業や都市公園事業、都市再生整備計画事業への交付率の嵩上げ(40→45%、(土塁・堀跡の整備も補助対象))、歴史的観光資源高質化支援事業などが該当となる。

### 3 重点区域の設定について

重点区域とは、「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域」であり、本計画では、西尾城下町周辺～八ツ面山周辺までの「西尾城下町周辺地区」を重点区域に設定した。

この区域には重要文化財「久麻久神社本殿」のほか、社寺や西尾城跡の遺構、西尾祇園祭など、歴史的風致を形成する多様な建造物や活動がある。また、本区域は市の中核的な都市機能を担う中心市街地であり、良好な市街地の景観の形成や賑わいづくりの観点から、重点的かつ一体的な施策を推進していくことが必要である。



なお、都市再生整備計画事業の交付率嵩上げのためには事業区域の2/3以上が計画の歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる必要があり、現案では約83%が区域内に含まれる見通しである。

### 4 認定へ向けたスケジュール

認定へ向け、これまで5回にわたり国交省・文化庁・農水省との協議を進め、3月9日には3省庁による現地視察を実施した。

今後、計画案をもとに3省庁との協議を重ね、令和5年夏頃までに計画を完成させ、認定を受けることを予定している。